令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱

（令和７年３月31日石岡市告示第317号）

（趣旨）

第１条　この告示は，市外からの転入者による定住人口の増加及び中心市街地の居住人口の確保を図るため，市外転入者が市内において自ら居住する住宅を建築する場合に，予算の範囲内で補助金を交付するものとし，当該補助金の交付については，石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか，この告示の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この告示における用語の意義は，建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の例によるほか，次に掲げるところによる。

(1)　市外転入者　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき，本市の住民基本台帳に記載されている者（以下「市民」という。）以外の者で，これまで市民であったことがなく新たに市内に転入し定住する者をいう。ただし，転入した日から２年を経過しない場合を含む。

(2)　Ｕターン転入者　本市の市民であった者が，交付申請時において，本市から転出した日から１年以上経過しており、再び市内に転入し定住する者をいう。ただし，転入した日から２年を経過しない場合を含む。

(3)　住宅　台所，便所，浴室及び居室を有し，利用上の独立性を有するものをいい，専ら自己の居住の用に供する住宅（兼用住宅で延べ床面積の２分の１以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし，別荘等一時的に使用するもの及び賃貸等営利を目的とするものは除く。

(4)　申請者　補助金の交付を受けようとする者で，原則として工事請負契約書及び法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認済証において建築主であることが確認できる者をいう。ただし，市長がやむを得ないと認める場合は，この限りでない。

(5)　中心市街地　石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域をいう。

(6)　工事着工　基礎部分などの根切り工事，山留工事，基礎の杭打ち工事及び地盤改良をいう。

（補助の対象者）

第３条　この補助金の交付を受けることができる者は，次の各号のいずれの要件にも該当

する者とする。

(1)　申請日現在において，申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと。

(2)　石岡市木の住まい助成事業を利用しないこと及び利用したことがないこと。

(3)　石岡市子育て世帯新生活支援補助金及び石岡市新婚世帯新生活支援補助金において，住宅建築に関わる補助金を利用しないこと及び利用したことがないこと。

(4)　申請日現在において，申請者が満20歳以上満45歳以下であること。

(5)　申請者及び当該世帯に属する者が，石岡市暴力団排除条例（平成23年石岡市条例第17号）第２条第２号及び第３号の規定に該当する者でないこと。

（補助の対象住宅）

第４条　この補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は，次の各号のいずれの要件にも該当する住宅とする。

(1)　建築する延べ床面積が70平方メートル以上であること。

(2)　法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認済証の交付を受けているものであること。

(3)　法第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証が交付されるものであること。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は，住宅の建築に要する額の10パーセント以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てた額）であり，かつ，30万円を限度とする。

２　兼用住宅の建築による補助金の額は，居住の用に供する部分の床面積を兼用住宅の床面積で除した数に，当該工事に要する費用の額を乗じて得た額の10パーセント以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てた額）であり，かつ，30万円を限度とする。

３　補助対象住宅を中心市街地に建築する場合には，前２項の規定により算出する補助金の額に10万円を加えるものとする。

４　Ｕターン転入者に該当する場合には，前３項の規定により算出する補助金の額に20万円を加えるものとする。

５　補助金の交付は，補助対象住宅を建築する補助対象者に対して１回に限るものとする。

（交付の申請）

第６条　申請者は，申請年度における１月30日までの工事着工前に住まいづくり推進事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書面を添えて，市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　市長は，前条の申請があった場合は，当該申請に係る書面等の審査及び必要に応じて現地調査等により，補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容が適正であるかを調査し，補助金を交付すべきものと認めるときは，補助金の交付の決定するものとする。ただし，交付の決定前に工事着工したものは，この限りではない。

（交付の条件）

第８条　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付すものとする。

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けること。

(4)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

(5)　その他市長が必要と認める条件

（交付の決定の通知等）

第９条　市長は，補助金の交付を決定したときは，速やかに，その決定の内容及びこれに付した条件を住まいづくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

２　市長は，審査の結果，補助金を交付することが適当でないと認めるときは，速やかに，その旨を住まいづくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により，申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下，「補助事業者」という。）は，補助事業の内容について，次に掲げる変更理由が生じたときは，住まいづくり推進事業補助金変更申請書（様式第３号）に関係書面を添えて，市長に提出しなければならない。

(1)　補助金額に変更が生じるとき。

(2)　その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

２　市長は，前項の規定により申請があった場合において，当該申請の内容が適正であると認めるときは，その承認をするものとする。この場合において，補助金の交付決定額の変更を必要とするときは住まいづくり推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第４号），その他にあっては住まいづくり推進事業補助金変更承認通知書（様式第５号）により補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条　申請者及び補助事業の内容の変更の申請をした者は，前２条の規定による通知を受けた場合において，補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは，市長が定める期日までに，住まいづくり推進事業補助金交付申請取下書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付の決定は，なかったものとみなす。

（状況報告）

第12条　市長は，必要があると認めるときは，補助事業の遂行の状況に関し，補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第13条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，速やかに，住まいづくり推進事業補助金実績報告書（様式第７号）に関係書面を添えて，市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条　市長は，前条の規定による報告を受けた場合は，当該報告に係る書面等によりその内容を審査し，適当と認めるときは，補助金の額を確定するものとする。

２　市長は，補助金の額の確定を行ったときは，速やかに，住まいづくり推進事業補助金確定通知書（様式第８号）により，補助事業者に通知するものとする。

３　市長は，第１項の規定による審査の結果，補助事業に是正の見込みがなく，補助金を

交付することができないと認めるときは，速やかに，その旨を補助事業者に連絡するものとする。

（補助金の交付）

第15条　補助事業者は，補助金の額の確定について，前条第２項の規定による通知を受けたときは，請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第16条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を定められた目的以外に使用したとき。

(3)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4)　法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(5)　市長が特に必要があると認めるとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

３　第９条第１項の規定は，第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

４　市長は，第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，住まいづくり推進事業補助金返納・返還命令通知書（様式第９号）により，期限を定めて，その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第17条　市長は，補助金の交付の決定の取消しをするときは，当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第18条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

１　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

（令和５年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱の廃止）

２　令和５年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱（令和５年石岡市告示第304

号）は，廃止する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所
氏名
電話

住まいづくり推進事業補助金交付申請書

令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第６条の規定により，補助金の交付を受けたいので，下記のとおり関係書面を添えて申請します。

記

補助金交付申請額		金　　円 □中心市街地　　□Ｕターン転入者
補助対象建築物	建物所在地	石岡市
	用途	□一戸建て住宅　　□兼用住宅
	面積	延床面積　　㎡（内　居住面積　　㎡）
	着工予定日	年　　月　　日
	完了予定日	年　　月　　日
関係書面		(1)　申請者の住民票謄本 (2)　世帯員全員の市区町村税の納税証明書 (3)　建築基準法に規定する確認済証の写し (4)　居住部分の面積が明らかになる図面及び計算書 (5)　工事請負契約書及び工事内訳書 (6)　工事着工前の全景写真 (7)　Ｕターン転入者の場合，住所の変遷が分かるもの（戸籍の附票謄本 等）

（同意・宣誓欄）

私は，本申請に係る審査のため，私及び私と同世帯に属する者に係る住民基本台帳の記録及び市区町村税の納付状況並びにその他の関係事項について市長が確認することに同意します。

また，私は，本申請をするにあたり，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第３条各号のいずれの要件にも該当する者であることを宣誓いたします。

申請者氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

住まいづくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第９条の規定により，下記のとおり決定したので通知します。

記

決定の区分		交付　・　不交付
補助金交付決定額		金　　円
不交付の理由		
補助対象建築物	建物所在地	石岡市
	用途	□一戸建て住宅　□兼用住宅
	面積	延床面積　　㎡（内　居住面積　　㎡）
	着工予定日	年　　月　　日
	完了予定日	年　　月　　日

交付条件

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。
(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けること。
(4)　補助事業完了後，住まいづくり推進事業補助金実績報告書により，速やかに，市長に提出すること。
(5)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第３号（第10条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所

氏名

電話

住まいづくり推進事業補助金変更申請書

年　　月　　日付けで交付決定通知のあった住まいづくり補助金について，下記のとおり変更したいので，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金実施要綱第10条第１項の規定により，関係書面を添えて申請します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金の申請額　　金　　円

３　変更の内容

４　変更の理由

５　添付書面

(1)　変更後の書面の写し

様式第４号（第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

住まいづくり推進事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の変更については，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金実施要綱第10条第２項の規定により承認し，補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　交付条件

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
(2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。
(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告してその指示を受けること。
(4)　補助事業完了後，住まいづくり推進事業補助金実績報告書により，速やかに，市長に提出すること。
(5)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第５号（第10条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

住まいづくり推進事業補助金変更承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助事業の変更については，令和７年度住まいづくり推進事業補助金実施要綱第10条第２項の規定により承認したので通知します。

様式第６号（第11条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所

氏名

電話

住まいづくり推進事業補助金交付申請取下書

年　　月　　日付けで交付決定通知のあった補助金について，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金実施要綱第11条第１項の規定により，申請を取下げます。

取下げの理由

様式第７号（第13条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

住所

氏名

電話

住まいづくり推進事業補助金実績報告書

年　　月　　日付けで交付決定のあった補助金について，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり関係書面を添えて報告します。

記

交　付　決　定　額	金　　円
関　係　書　面	(1)　建築基準法に規定する検査済証の写し (2)　工事請負契約書 (交付申請時に提出したものから変更があった場合) (3)　引渡し書の写し (4)　工事完了後の全景写真 (5)　申請者の住民票謄本

様式第８号（第14条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

住まいづくり推進事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助金について，補助金実績報告書の審査結果に基づき，下記のとおり交付額を確定しましたので，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第14条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　金　　円

２　交付確定額　　金　　円

様式第９号（第16条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

石岡市長　　印

住まいづくり推進事業補助金返納・返還命令通知書

年　　月　　日付けで交付決定・確定通知した補助金について，令和７年度石岡市住まいづくり推進事業補助金交付要綱第16条第４項の規定により，下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

１　返納・返還すべき金額　　円

２　返納・返還期限　　年　　月　　日

３　返納・返還方法　　別紙返納通知書による。

４　補助金の内容

補助金の名称	
確定通知	年　　月　　日付け通知（　　第　　号）
補助金確定通知額	円
補助金の既交付額	円（　　年　　月　　日交付）
返納・返還事由	

(1)　交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は，それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第１項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は，取消し後又は変更後のものを記入すること。

(2)　石岡市補助金交付規則第19条第１項の規定による決定の取消しに関し，補助金等の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ，当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので，速やかに返還すること。

(3)　補助金等の返納又は返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので，速やかに返納又は返還すること。